			特	別障害	14 丁=	1 h/0.74		I = ().	C IT I	пш/	11)					
1	(ふりがな) 氏 名				 男	· 女	2	生	年 月	日	明大昭 平 令	4	丰	月	F	日
3	住所						4		害の原 った傷物							
5	傷病の原因 又は誘因	先天性 後天性(	(疾病、不原	<b>憲災、労</b>	災、その	他)	6	傷年	病 発 月	生日	昭和 平成 令和	£	Ŧ	月	Ē	目
7	④のためはじ めて医師の診 断を受けた日	昭和 平成 令和	年	月		目	8	将再	認定の	来)要	有	(	年	後)	• 無	Ę
9				現						痘	Ē					
を																
	2 四肢周径(cm)										3 д	] 肢長	(cm)			
	上腕中去	<b></b>	前腕最	大部	大服	退中	央 部	-	下腿最	大部		上	肢 長	下	肢 長	
	右											右				
	左											左				
L	4 神経学的所見	Ł														<u> </u>
	(1) 知労陪生															
		·· 有					に記入	、するこ	(と)							
	(2) 運動麻痺の種	重類(該当了	するものを(	○でかこん	んで下さ	( / J				3- <b>公</b> 岡山 / 巨	口烷小杯		1 / .1-/	.h4-		
	(2) 運動麻痺の種 弛緩性 ・	重類(該当了 痙性	するものを(	○でかこ/ 失調性	んで下さ ・	い) 不随				強剛(區	固縮)性	•	しんせん	性		
	(2) 運動麻痺の種	重類(該当了 痙性 呕位(該当了	するものを( ・ : するものを(	○でかこ/ 失調性 ○でかこ/	んで下さ ・ んで下さ	い) 不随 い)	意運動	协性					しんせん	性		
	<ul><li>(2) 運動麻痺の積 弛緩性・</li><li>(3) 障害の起因音</li></ul>	重類(該当了 痙性 呕位(該当了	するものを(	○でかこ/ 失調性 ○でかこ/	んで下さ ・	い) 不随 い)	意運動	协性					しんせん	性		
	<ul><li>(2) 運動麻痺の積 弛緩性・</li><li>(3) 障害の起因き 脳性・</li><li>(4) 諸反射検査</li></ul>	重類(該当了 痙性 呕位(該当了 脊髄	するものを( ・ : するものを(	○でかこ/ 失調性 ○でかこ/ 末	んで下さ ・ んで下さ 梢神経性	い) 不随 い) 生	i意運動 •	か性 筋・	• 性	•	その他	Ţ	しんせん			7
	<ul><li>(2) 運動麻痺の積 弛緩性・</li><li>(3) 障害の起因き 脳性・</li><li>(4) 諸反射検査</li></ul>	重類(該当了 痙性 呕位(該当了 脊髄	するものを( ・ : するものを( 性 ・	○でかこ/ 失調性 ○でかこ/ 末	んで下さ ・ んで下さ 梢神経性	い) 不随 い) 生	i意運動 •	か性 筋・	• 性	•	その他	Ţ			反 射	7
	<ul><li>(2) 運動麻痺の積 弛緩性・</li><li>(3) 障害の起因き 脳性・</li><li>(4) 諸反射検査</li></ul>	重類(該当了 痙性 呕位(該当了 脊髄	するものを( ・ : するものを( 性 ・	○でかこ/ 失調性 ○でかこ/ 末	んで下さ ・ んで下さ 梢神経性	い) 不随 い) 生	i意運動 •	か性 筋・	• 性	•	その他	Ţ			反 射	
	<ul><li>(2) 運動麻痺の積 弛緩性・</li><li>(3) 障害の起因部 脳性・</li><li>(4) 諸反射検査</li><li>上 右</li></ul>	重類(該当で 整性 形位(該当で 脊髄 肢 腱	するものを( ・ ; するものを( 性 ・ 反 射	<ul><li>○でかこ。</li><li>失調性</li><li>○でかこ。</li><li>末</li><li>下</li></ul>	んで下さ ・ んで下さ 梢神経性	い) 不随 い) 生	i意運動 •	か性 筋・	• 性	•	その他	Ţ			反 射	
5	<ul> <li>(2) 運動麻痺の積 弛緩性・</li> <li>(3) 障害の起因部 脳性・</li> <li>(4) 諸反射検査</li> <li>上 右 左</li> <li>(5) 膀胱・直腸麻</li> </ul>	重類(該当で 整性 形位(該当で 脊髄 肢 腱	するものを( するものを( 性 ・ 反射	○でかこ/ 失調性 ○でかこ/ 末 下 無	んで下さ ・ んで下さ 梢神経性	い) 不随 い) 生	i意運動 •	か性 筋・	• 性	•	その他	Ţ	)他の	病 的		
	<ul><li>(2) 運動麻痺の積</li></ul>	重類(該当了 整性 形位(該当了 脊髄 肢 腱	するものを( するものを( 性 反 射 有 ・ 1 指	○でかこ。 失調性 ○でかこ。 末 下 無 示	んで下されて下されて下されて下されて下されて下されていた。	い) 不随 い) 生 生	・ 対 対	が性筋がが、バー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	性ビン	スキー	その他	ナーその		病 的	反射 kg)	
手指	<ul> <li>(2) 運動麻痺の積</li></ul>	重類(該当等 整性) (該当等 育髄 肢 腱	するものを( するものを( 性 反 射 有 指 伸展	○でかこ。 失調性 ○でかこ。 末 下 無 示	んで下されて下されて下されて下されて下されて下されていた。	い) 不随 い) 生 中	<ul><li>意運動</li><li>す</li><li>打</li><li>指</li></ul>	が性筋がが、バー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ ビン 指	スキー	その他 - 反 身 指	1 <i>2 0</i>	)他の	病 的		
手指の関	<ul> <li>(2) 運動麻痺の積 弛緩性・</li> <li>(3) 障害の起因部 脳性・</li> <li>(4) 諸反射検査</li> <li>上 右 左</li> <li>(5) 膀胱・直腸麻</li> </ul>	重類(該当字 / 整性 / 下位(該当時 / 下位	するものを( するものを( 性 反 射 有 指 展 度	○でかこ/ 失調性 ○でかこ/ 末 下 無 示 曲	んで下されて下されて下されて下されて下されて下されて下されています。	(い) 不随 (い) 生 上 上 し し 中 曲	<ul><li>意運動</li><li>す</li><li>射</li><li>指</li><li>伸</li><li>展</li></ul>	が性 筋・ ガ・ 環 曲	・ ビン 指 伸展	・ スキー 小 屈曲	その他 - 反 身 指 伸展	! ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<ul><li>か他の</li><li>右(</li><li>左(</li></ul>	病 的	kg)	
手指の関節の	<ul> <li>(2) 運動麻痺の積</li></ul>	類(該当等)       (該当等)       (該 下位)       ( 下位)	するものを( ) ものを( ) もの( ) もo( ) もo(	○でかこ。 失でかま 下 無 示 曲 度	んで・ で・ で・ で・ で・ で・ で・ で・ で・ で・	い) 不随 い) 生 中 曲 度	意運動 ・ 射 指 展 度	が性 筋が パー 環 曲度	・	・ スキー 小 曲 度	その他 - 反 身 指 <b>伸</b> 度	t そ 0 人工 6 握 力 7 人工 7 着の	<ul><li>他の</li><li>右( 症 部 手術</li></ul>	病 的	kg)	
手指の関節	<ul> <li>(2) 運動麻痺の積</li></ul>	種類(該当等)       整性       胶       腹       基       屈       E </td <td>するものを( ) ものを( ) もの( ) もo( ) もo</td> <td>(でかと)     (大)       (大)     <td< td=""><td>ん</td><td>い) 随 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>意運動 射</td><td>h性 筋 ズ 環 曲 度</td><td>・ 性 ビン 指 伸 度 度</td><td>・ スキー 小 曲 度 度</td><td>その他を見ります。</td><td>! そ <i>0</i> 6 握 力 7人</td><td><ul><li>他の</li><li>右 左 位 部 手和</li></ul></td><td>病 的</td><td>kg)</td><td></td></td<></td>	するものを( ) ものを( ) もの( ) もo( ) もo	(でかと)     (大)       (大)     (大)       (大) <td< td=""><td>ん</td><td>い) 随 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>意運動 射</td><td>h性 筋 ズ 環 曲 度</td><td>・ 性 ビン 指 伸 度 度</td><td>・ スキー 小 曲 度 度</td><td>その他を見ります。</td><td>! そ <i>0</i> 6 握 力 7人</td><td><ul><li>他の</li><li>右 左 位 部 手和</li></ul></td><td>病 的</td><td>kg)</td><td></td></td<>	ん	い) 随 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	意運動 射	h性 筋 ズ 環 曲 度	・ 性 ビン 指 伸 度 度	・ スキー 小 曲 度 度	その他を見ります。	! そ <i>0</i> 6 握 力 7人	<ul><li>他の</li><li>右 左 位 部 手和</li></ul>	病 的	kg)	

様式第6号(3)(第15条関係) 右 運動 関節 可動域 関節可動域 閣 筋 運動 筋 閣 筋 運動 部位  $\mathcal{D}$ 著減又は 著減又は 正常又は 正常又は 種類 他動範囲 強直肢位 半減 他動範囲 強直肢位 半減 やや減 消失 やや減 消失 8 前屈 首 後屈 関 節 前屈 体幹 可 後屈 動 屈曲 肩 域 関節 伸展 及 屈曲 てド 関節 伸展 筋 手 背屈 力 関節 掌屈 首 屈曲 伸展 股 体 関節 内転 幹 外転 膝 屈曲 兀 関節 伸展 肢 背屈 足 関節 底屈 (10) ・常時(起床から就寝まで使用) 才 杖 ア義手 イ義足 ウ 上肢補装具 エ 下肢補装具 ・ときどき使用 カ 松葉杖 キ 車椅子 ク 歩行車 ケ 補助用小道具 助用 用状 使用せず コ その他(具体的に) 具況 5 秒以内にできる ..... (注) 4の場合 ひとりでもうまくできる場合には・・・・・・・・ ○ IJ ..... △ 10 10 秒ではできない ..... × (11) ひとりでできてもうまくできない場合には・・・ △ ►をつけること。 ..... 8と9の場合 30 秒以内にできる ..... △ 1分 ひとりではまったくできない場合には······ × 1 分ではできない 日 補助具等 補助具等 使用しない 使用 使用口ない 使用 常 つまむ 右 ズボンの着脱 1. (新聞紙が引き抜けない程度) 10. (どのような姿勢でもよい) 左 生 右 靴下をはく にぎる (丸めた週刊誌が引き抜けない程度) 左 (どのような姿勢でもよい) 活 タオルを絞る 両手 3. すわる (水を切れる程度) 動 12. (正座・横すわり・あぐら・脚なげ出し (このような姿勢を持続する)) 4. とじひもを結ぶ 両手 作 右 屋内  $\mathcal{O}$ 5. 食事をする 13. 歩く 左 戸外 右 顔を洗う 右 障 6. 14. 片足で立つ (顔に手のひらをつける) 左 左 害 右 排便の処置をする 15. 立ち上る (臀のところに手をやる) 左 程 8. かぶりシャツを着て脱ぐ 16. 階段をのぼる 度 9. ワイシャツのボタンをとめる 17. 階段をおりる (注) 補助具等の使用欄には、支持(立ち上る場合)及び手すり(階段の昇降の場合)を要した場合を記入すること 12 上記のとおり診断します。 令和 年 月 病院又は診療所の名称

地

在 所 診療 担 当 科 名

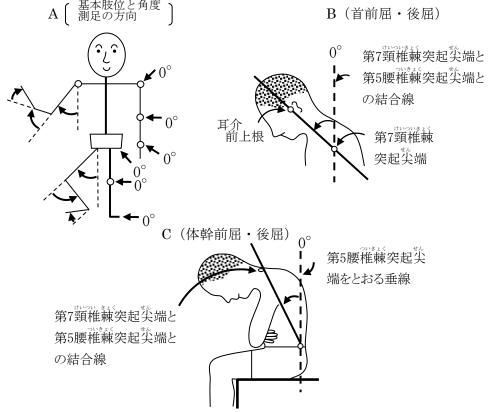
医師氏名

## 注意 1

- この診断書は、特別障害者手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
- この診断書は、障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと 認定がおそくなることがありますので、くわしく記入してください。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんでください。記入しきれない場合は、別に紙片をは りつけてそれに記入してください。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申し立てによって記入してください。また、それが不明の場合には、その旨を記入してください。
- 4 ⑨の欄は、次によってください。
  - (1) 1の図は、障害の内容に応じてそれぞれの部位を塗りつぶしてください。
  - (2) 3の「四肢長」の測定は、上肢長については肩峰より橈骨茎状突起まで、下肢長については、腸骨前上 棘より肉果までの距離を測ってください。
  - (3) 4の「障害の起因部位」が心因性のものと思われる場合は、「その他」のところを○でかこんでください。
  - (4) 5及び8の「関節の可動域」は、関節角度計を使用してください。また、運動障害のある部位について、 運動の方向別に解剖学的肢位を0°(前腕については手掌面が矢状面にある状態を0°とし、肩関節の水 平屈曲伸展計測については外転90°位を0°とする。)とした測定方法(昭和49年6月日本整形外科学会 及び日本リハビリテーション医学会で定めた測定方法)により測定した最大可動域を記入してください。

四肢の角度の測り方 例

- ア 自然起立姿勢で四肢関節がとる位置は、次のような角度になります。
  - 肩関節0°、肘関節0°、手関節0°、股関節0°、膝関節0°、足関節0°(図A参照)
- イ 四肢の運動角度は、図Aの → の角度を記入してください。
- ウ 首・体幹の運動角度は、図B・Cの → の角度を記入してください。 なお、自然起立位で体幹がとる位置は、すべて0°とします。



(5) 8の筋力の程度を表す具体的な「程度」は次のとおりです。

正 常…検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合

やや減…検者が手を置いた程度の抵抗を排して自動可能な場合

半 減…検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合(筋力テスト3)

- 著 減…自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合 (筋力テスト1又は2)
- 消 失…いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合(筋力テスト0)
- 5 ⑪の欄の日常生活動作については、それぞれの状態に応じて○・△・×を記入してください。